

令和 8 年度 岐阜県立東濃特別支援学校高等部入学者募集要項

1 募集する学科、学年及び入学定員

課程	学 科	学 年	入 学 定 員
全日制	普通科	第 1 学年	おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）～（３）のいずれか及び（４）に該当する者であること。

（１）知的障がい者（学校教育法施行令第 2 2 条の 3）

ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

イ 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（２）肢体不自由者（学校教育法施行令第 2 2 条の 3）

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

（３）病弱者（学校教育法施行令第 2 2 条の 3）

ア 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（４）次のいずれかに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という）

ウ 学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前 6 か月以内に撮影した上半身の写真（縦 4 cm・横 3 cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。「保護者」の欄については、成人が出願する場合は記入を要しない。

なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7 に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、調査書 A 又は調査書 B を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(2) 出願の期間

令和8年2月4日(水)から2月6日(金)までとし、受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願先の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和8年2月9日(月)の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学(出身)学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学(出身)学校の校長は、出願取下願を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 検査等の内容

ア 検査Ⅰ……………学力検査及び個人面接

イ 検査Ⅱ……………実技検査

ウ 検査Ⅲ……………学力検査及び個人面接

(2) 期 日 令和8年2月12日(木)

(3) 場 所 岐阜県立東濃特別支援学校 土岐市泉町河合根ノ上 1127-10

(4) 日 程

8:50~9:20 受付

9:20~9:35 点呼・諸注意・連絡

9:35~9:50 検査場への移動

検査Ⅰ		検査Ⅱ		検査Ⅲ	
9:50～10:05	学力検査 (国語)	9:50～10:40	実技検査	9:50～10:20	学力検査 (国語)
10:05～10:15	休憩			10:20～10:30	休憩
10:15～10:30	学力検査 (数学)	検査終了後、解散		10:30～11:00	学力検査 (数学)
10:30～10:50	移動・休憩				休憩
10:50～12:30	個人面接			11:10～12:30	個人面接
検査終了後、随時解散				検査終了後、随時解散	

※検査Ⅱの実技検査は、身体の動きや環境の把握等についての内容とし、受検者合同で検査する。

※検査Ⅰ～Ⅲの検査区分は、教育相談等を経て入学者選考委員会で決定する。受検者には、検査区分を表記した入学願書の送付をもって通知を兼ねる。また、受検者の障がいの程度等に応じて、検査内容及び方法等について配慮する。

(5) 持ち物

検査Ⅰを受検する者：受検票、上靴、筆記用具等（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

検査Ⅱを受検する者：受検票、上靴、動きやすい服装

検査Ⅲを受検する者：受検票、上靴、筆記用具等（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

(6) その他

受検者は保護者同伴で来校すること。付添の保護者は、検査開始から終了まで控室で待機し、受検者の体調、トイレ等について当校職員と打ち合わせ、必要な介助を行うこと。

5 入学者の選考方法

入学者選考委員会において、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和8年2月19日(木)午前9時に、当校体育館で合格者の受検番号を掲示する。また、在学(出身)学校長に合否の結果を通知する(電話等による問い合わせには応じない)。

合格者の発表の後、入学予定者説明会(9:30~12:30)を実施するので、受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」を当校校長に提出し、その承認書を入学願書に添えなければならない。必要となる場合は事前に問い合わせること。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日(金)までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校校長が定める。

9 入学者選考に係る情報の提供

入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。また、学力検査終了後、その問題を掲示して公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、当校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)。なお、請求者は事前に当校担当者に連絡をとり、情報提供を受ける日時について確認をすること。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、当校とする。

エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)。なお、請求者は事前に当校担当者に連絡をとり、情報提供を受ける日時について確認をすること。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表を用いて行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付等は行わない。

10 その他

- (1) 入学願書は、教育相談の実施を受けて、募集要項とともに中学校、特別支援学校中学部に、当校より送付する。
- (2) 在学（出身）学校の校長の委任を受けた中学校、特別支援学校中学部の職員は、入学願書等の提出及び入学者選考結果通知書の受領の際には、身分証明書及び委任状を持参すること。
- (3) 検査当日、欠席や遅刻をするときは、受付開始時刻（午前8時50分）までに、在籍学校の校長より当校まで電話により連絡すること。また、発熱を確認した場合は、特別な事由による受検に該当し、当日検査は行わず、後日受検とする。

<問い合わせ先>

岐阜県立東濃特別支援学校 高等部	
担当	高等部主事 兼松 美穂 高等部教務 後藤恵美子
T E L	0 5 7 2 (5 5) 4 8 2 1
F A X	0 5 7 2 (5 5) 4 8 2 9